

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（579））
2. 日時：平成30年1月10日 13時30分～15時35分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室E
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、
穂藤保安規定係長、土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他14名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」、「9条 溢水による損傷の防止等」、「12条 安全施設」、「24条 安全保護回路」、「27条 放射性廃棄物の処理施設」、「33条 保安電源設備」及び隣接事業所の敷地に係る対応について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<溢水による損傷の防止等>

- 施設定期検査期間中におけるスロッシングによる溢水評価において、使用済燃料プール等の外周部の堰を超える量の溢水がプール側に戻るとしているが、先行プラントでは溢水が戻ることは想定していないので、評価の考え方を整理して提示すること。
- 堰の上部に設置するとしている止水板について、設計上何を担保するのかを整理して提示すること。また、施設定期検査期間中のRHR熱交換器ハッチの開放時の堰の設置の運用との関係を含め、運用管理するものについて明確に整理して提示すること。
- スロッシング水の滞留対策に関して、閉塞を想定した場合の排水作業について具体的に提示すること。

<安全施設>

- 緊急時対策所について、東海発電所と東海第二発電所で共用するものを明確に整理して提示すること。

<放射性廃棄物の処理施設>

- 許可段階及び後段規制段階における基準要求に対して、変更前後の担保する内容を整理して提示すること。また、系統図（変更前後のフローがわかるもの）を添付すること。
- 廃棄物処理棟設備の一部撤去後に設置する重大事故等対処設備を資料に記載して提示すること。

<保安電源設備>

- 基準要求を踏まえて、送電鉄塔倒壊を想定した設計方針に変更した旨を記載して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 新規制基準への適合性に係る主な変更点について
- ・東海第二発電所 新規制基準への適合性に係わる主な変更点について 補足説明資料